



農業者の経営を守る**収入保険制度**が始まる見込みです

加入条件である**青色申告**を始めましょう！

(平成29年3月15日までに、税務署に申請しましょう！)

新たな農業経営のセーフティネットである**収入保険制度**が、平成31年から始まる見込みです。

【制度の概要】

自然災害に加え価格低下による
収入減少も補てん

補てんの対象となるのは、農産物
の販売収入全体

加入するかどうかは、農業者の
選択（任意加入）

農業者の収入は、青色申告書類
で確認

現在、白色申告している方が、収入保険制度が始まる見込みの平成31年から加入するためには、**平成29年3月15日**までに税務署に青色申告承認申請書を提出する必要があります。



青森県農林水産部団体経営改善課

TEL 017-734-9459 FAX 017-734-8138

収入保険制度は青色申告が加入条件です

青色申告は、収入保険制度の加入条件となる見込みであるほか、所定の方法で記帳し、正しい申告をすることで、税制上、有利な特典を受けることができます。

■青色申告のメリット

★メリット1 青色申告特別控除

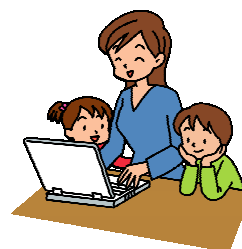
★正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳すると、一定の要件下で**最高65万円**を控除。簡易な帳簿による記帳でも、**最高10万円**を控除

★メリット3 青色事業専従者給与の必要経費算入

★生計を一にしている配偶者や15歳以上の扶養親族で事業に専ら従事している人に支払う給与は、あらかじめ提出した届出書に記載された金額の範囲内で必要経費に算入

★メリット2 純損失の繰越しと繰戻し

★純損失（赤字）を繰越して、翌年以降3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引き
★純損失の繰越しに代えて、損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税を還付



■青色申告の手続き

青色申告を始めようとする年の3月15日までに税務署に青色申告承認申請書を提出します。（新規に農業を始めた場合や、相続により事業を継承した場合は別に申請時期が定められています。）

step 1

開始する年の3月15日までに
青色申告承認申請書を
税務署へ提出

step 2

開始年の1月1日から
12月31日までを記帳

step 3

翌年2月16日から
3月15日までに確定
申告書・青色申告
決算書を提出

詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。